

名古屋市公報	令和 5年 5月31日 第204号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第64号)	3
○ 名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則	(消防・総務課) (第65号)	4
○ 名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則	(市長・秘書課) (第66号)	5
告	示	
○ 街区符号の変更	(ス市・住民課) (第298号)	7
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第299号)	10
○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・障害企画課) (第300号)	11
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者の公募	(緑土・自転車利用課) (第301号)	16
○ 養護老人ホーム名古屋市寿楽荘の指定管理者の公募について	(健福・介護保険課) (第302号)	19
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・高齢福祉課) (第303号)	21
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第304号)	26
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第305号)	30
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第306号)	33
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	34
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	36

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第64号）
 - 1 改正内容
 - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）
 - (2) その他規定の整理を行います。（第 1条及び第 1条の 2関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 6月 1日から施行します。

- 名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則（第65号）
 - 1 改正内容
 - 消防団員の被服のうち、冬帽及び盛夏帽を制帽として取り扱うことに伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 6月 1日から施行します。

- 名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則（第66号）
 - 1 改正内容
 - (1) 職員とする者について、規定の整備を行います。（第 2条関係）
 - (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年条例第 4号）及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第66号）が施行されていることに伴い、規定の整備を行います。（第 5条関係）
 - (3) その他規定の整備を行います。（第 2条及び第 5条関係）
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第64号

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成13年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第 2条を削り、第 1条の 2を第 2条とする。

附 則

この規則は、令和 5年 6月 1日から施行する。

名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第65号

名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則

名古屋市消防団員服制規則（平成10年名古屋市規則第 100号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1号中「冬帽」を「制帽」に改め、同条中第 2号を削り、第 3号を第 2号とし、第 4号から第20号までを 1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 5年 6月 1日から施行する。

名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第66号

名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市永年勤続職員表彰規則（平成19年名古屋市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第2条第1項第7号に規定する国等の職員

第5条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同号ア(ア)中「第4」を「別表第4」に改め、同号ア(イ)中「第6」を「別表第6」に改め、同号イ(ア)中「第3及び第4」を「別表第3及び別表第4」に、「同規則別表第5及び第6に掲げる」を「ア(イ)に規定する」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

（4）職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第4号）第

2 条第 1 項（同条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をした期間（休業をした月を休業中とし、職務に復帰した月を休業中でないものとする。）の月数の 2 分の 1 の月数。ただし、職員としての職務に特に有用であると認められる場合は、除算しない。

- (5) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第 2 条第 1 項（同条例第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をした期間（休業をした月を休業中とし、職務に復帰した月を休業中でないものとする。）の月数の 2 分の 1 の月数

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 298 号

街区符号の変更

名古屋市住居表示条例（昭和38年名古屋市条例第67号）第2条の規定により、街区符号の変更について次のとおり告示します。

令和5年5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 街区符号の変更

別図第1に示す区域において、別図第2に示すとおり変更します。

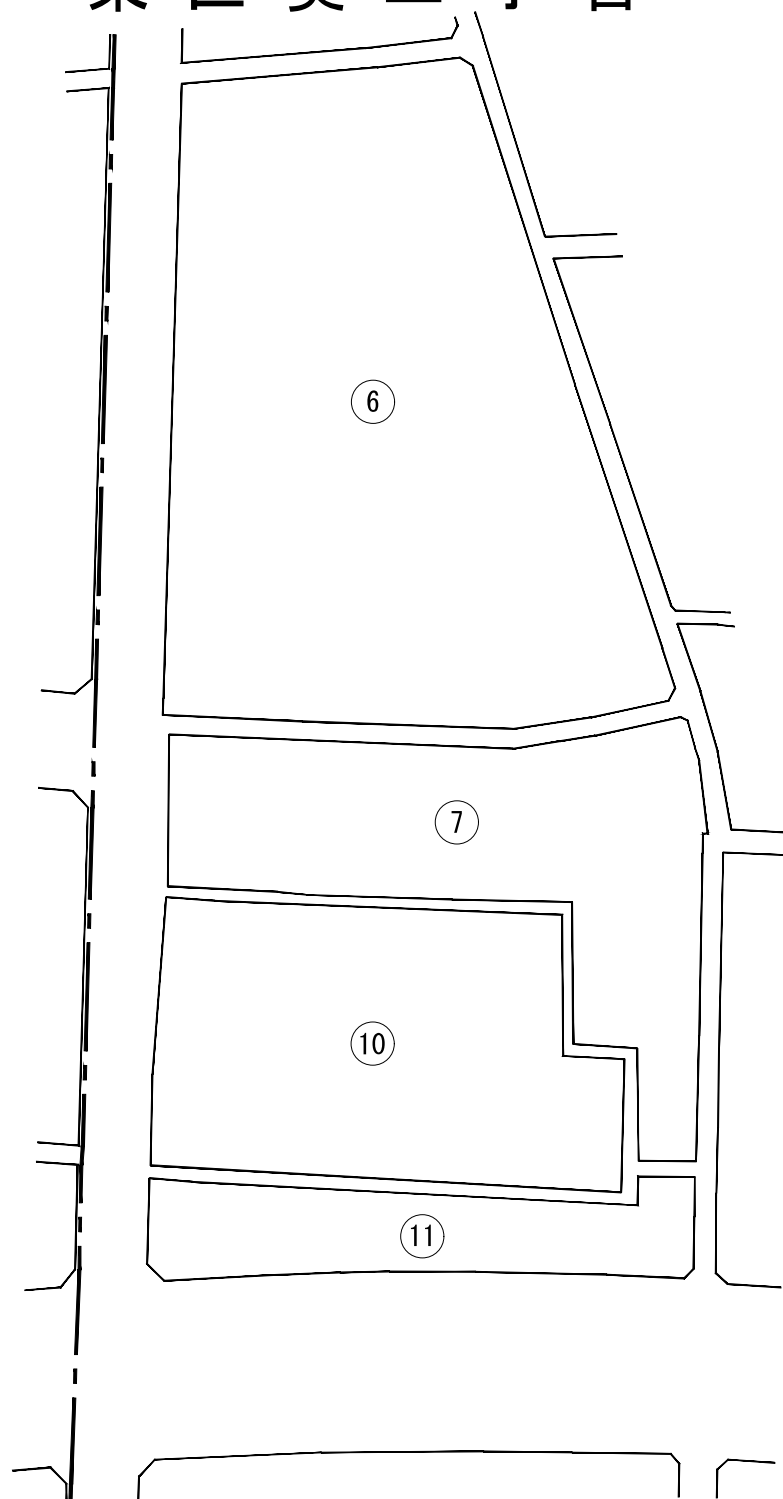
2 実施期日

令和5年7月22日

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

東 区 葵 二 丁 目

別図第 1



1:1,500 0 25 50 75 100メートル

凡 例	
	町 界
⑥	街区符号

東 区 葵 二 丁 目

別図第2



1:1,500 0 25 50 75 100メートル

凡 例	
	町 界
⑥	街区符号

名古屋市告示第 299号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 5月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 4年 3月28日 3指令住開指第 125号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市守山区小幡北2010番 1、2010番 3、2010番 4、2010番 7及び2010番 8

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区倉坂1515番地

株式会社協和設計

代表取締役 阪野末利子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 300号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 5年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1号表の 3 に規定する第 1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

- 第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (3) 知的障害者 (満18歳未満の児童を含む。) にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6年法律第 117号) 第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
- ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病 (イにおいて「難病等」という。) であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 6年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）

又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあっては 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 5年 5月31日（水）から同年 6月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 5年 6月 1日（木）から同月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を除く。）

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 5年 7月13日（木）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 40戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれ

れかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1 号表ノ 2 の規定により、特別項症から第 3 項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1 級から 4 級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 14戸

事故住宅 1戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 301号

名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者の公募

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）第 9 条の規定により、名古屋市道路附属物自動車駐車場の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 5年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 名古屋市吹上駐車場及び名古屋市吹上中央帯駐車場

ア 名古屋市吹上駐車場

名古屋市昭和区吹上二丁目 1番

イ 名古屋市吹上中央帯駐車場

名古屋市千種区吹上二丁目13番

(2) 名古屋市大曽根駐車場

名古屋市北区大曽根三丁目1201番

2 業務の内容

- (1) 駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 駐車場の利用料に関すること。
- (3) 料金徴収機の設置及び管理に関すること。
- (4) 駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関すること。
- (5) 災害や事故等、緊急時の対応に関すること。
- (6) 事業計画書及び収支予算書に関すること。
- (7) 事業報告書及び収支決算書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検評価、利用者満足度調査及び周辺路上駐車調査に関

すること。

(9) 業務の引継ぎに関すること。

(10) その他駐車場の近隣施設との連絡調整を含む管理運営に付随すること。

3 指定期間

令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2877

ファクシミリ番号 052-972-4183

電子メールアドレス

web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイトアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000163639.html>

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

(2) 配布期間及び時間

令和 5年 5月24日（水）から同年 7月 5日（水）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除きます。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間

令和 5年 5月24日（水）から同年 6月21日（水）まで。ただし、休日を除きます。

イ 受付方法

(イ) 持参による場合

4(1)の問合せ先に同じ。ただし、受付時間は午前 8時45分から午後 5時30分まで。

(イ) 郵送による場合

4(1)の問合せ先に同じ。(期限内必着)

(4) 指定管理者指定申請書の受付

ア 受付期間

令和 5年 6月28日(水)から同年 7月 5日(水)まで。ただし、休日を除きます。

イ 受付方法

(ア) 持参による場合

4(1)の問合せ先に同じ。ただし、受付時間は午前 8時45分から午後 5時30分まで。

(イ) 郵送による場合

4(1)の問合せ先に同じ。(期限内必着)

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 302号

養護老人ホーム名古屋市寿楽荘の指定管理者の公募について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第 1項の規定により、養護老人ホーム名古屋市寿楽荘の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 5年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市寿楽荘

(2) 所在地

名古屋市守山区桜坂五丁目 114番地

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所者の入所委託に関する事務

(2) 入所者に対する養護、必要な指導、援助等に関すること

(3) 施設の維持管理及び修繕に関すること

(4) その他名古屋市が定める業務

3 指定管理者の指定の予定期間

令和 6年 4月 1日から令和16年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2537

ファクシミリ番号 052-972-4147

電子メールアドレス a2591-06@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配付期間及び時間

令和 5年 5月24日（水）から同年 7月3日（月）まで。

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。また受付時間は午前 8時45分から午後 5時30分までとします。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000163638.html>

(3) 申請書の受付

ア 受付期限

令和 5年 7月 3日（月）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡のうえ、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 303号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 5年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 6年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和 5年 5月31日（水）から同年 6月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 5年 6月 1日（木）から同月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 5年 7月13日（木）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 82戸

改良住宅 4戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 6年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 26戸

4 親子隣居住宅

(1) 申込みの資格

ア 隣り合わせの住宅に住もうとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 6年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 4戸（2組）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 304号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ライ トハウス	ライトレント	名古屋市北区楠 味鋤四丁目1518 番地の 1	令和 5年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社パッ チ	パッチ訪問看 護ステーショ ン	名古屋市西区大 野木四丁目 193 番地	令和 5年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
セントケアリ まいん株式会 社	セントケア りまいん 栄 生	名古屋市西区栄 生一丁目35番20 号	令和 5年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉

				用具販売
株式会社リー デスト	訪問看護ステ ーション ス イートピー	名古屋市瑞穂区 上山町 1丁目16 番地	令和 5年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社W I L L L I F E	クリアライフ	名古屋市南区駄 上一丁目 2番	令和 5年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
医療法人松清 会	まつもとクリ ニック訪問看 護センター	名古屋市緑区桶 狭間神明1701番 地	令和 5年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社優寿	訪問看護ステ ーション優寿	名古屋市名東区 大針二丁目 175 番地	令和 5年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社レガ ーメ	訪問看護ステ ーションラソ	名古屋市天白区 平針三丁目1215 番地	令和 5年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
中部計器サー ビス株式会社	訪問介護ティ ンカーベル	名古屋市北区喜 惣治一丁目 112 番地	令和 5年 5月 1日	訪問介護
グローバルサ ービス株式会 社	岡喜デイサー ビス 黒川	名古屋市北区田 幡二丁目18番 9 号	令和 5年 5月 1日	通所介護

合同会社SMG	戸田訪問介護ステーション	名古屋市中川区 戸田西三丁目 1165番地の2	令和5年 5月1日	訪問介護
株式会社SYケアーズ	訪問介護ステーションSYケアーズ	名古屋市守山区 西新12番9号	令和5年 5月1日	訪問介護
合同会社K&A	リハビリテラス 陽だまり	名古屋市緑区鳥澄二丁目427番地	令和5年 5月1日	通所介護
株式会社優寿	訪問介護事業所ゆうじゅ	名古屋市名東区 大針二丁目175番地	令和5年 5月1日	訪問介護
有限会社まほろケアサービス	赤池ケアセンター	名古屋市天白区 平針二丁目1111番地	令和5年 5月1日	訪問介護

3 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社小さな手	訪問看護 千下之一色	名古屋市中川区 下之一色町字宮分7番地	令和5年 5月1日	介護予防訪問看護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人成仁会	倶楽部デイMEDOC	名古屋市昭和区 安田通4丁目3番地	令和5年 5月1日	地域密着型通所介護

合同会社ホップ プロップ	デイサービス だいだい	名古屋市緑区大 清水五丁目1304 番地	令和 5年 5月 1日	地域密着型通所介 護
-----------------	----------------	----------------------------	----------------	---------------

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社トイ ガー	けあぷらんせ んたー ソマ リ	名古屋市緑区諸 の木三丁目 227 番地	令和 5年 5月 1日	居宅介護支援
株式会社アク ティブシフト	テnderけあ メイト	名古屋市名東区 藤森二丁目 277 番地の 1	令和 5年 5月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 305号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
セントケア中部株式会社	セントケア訪問看護ステーション中川	名古屋市中川区 打中二丁目14番 地	令和 5年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社たんぽぽ	ぽぽライフ	名古屋市緑区六 田一丁目 192番 地	令和 5年 3月30日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
セントケア中部株式会社	セントケアリフォーム栄生	名古屋市西区栄 生一丁目35番20 号	令和 5年 3月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉

				用具販売
--	--	--	--	------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
社会福祉法人 なごや平和福 祉会	指定通所介護 事業所デイサ ービスセンタ ーへいわ	名古屋市中区平 和二丁目 2番36 号	令和 5年 3月 9日	通所介護
株式会社メグ ラス	めぐらす訪問 介護内山	名古屋市千種区 内山二丁目16番 3号	令和 5年 3月24日	訪問介護
株式会社メグ ラス	めぐらす訪問 介護葵	名古屋市東区葵 三丁目14番 3号	令和 5年 3月24日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
グローバルサ ービス株式会 社	岡喜デイベ ービス 黒川 I	名古屋市北区田 幡二丁目18番 9 号	令和 5年 3月27日	地域密着型通所介 護
グローバルサ ービス株式会 社	岡喜デイベ ービス 志賀本 通	名古屋市北区垣 戸町 3丁目13番 地の 1	令和 5年 3月27日	地域密着型通所介 護
合同会社K& A	リハビリテラ ス 陽だまり	名古屋市緑区鳥 澄二丁目 427番 地	令和 5年 3月27日	地域密着型通所介 護
株式会社ワー クライフクリ	デイベー サービス ほら貝	名古屋市緑区桃 山四丁目 129番	令和 5年 3月30日	地域密着型通所介 護

エイト		地		
-----	--	---	--	--

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社エヌ ユー	ケアプラン・ ミカタ	名古屋市昭和区 丸屋町 4丁目31 番地の 1	令和 5年 3月 3日	居宅介護支援
医療法人白楊 会	虹ヶ丘居宅介 護支援事業所	名古屋市名東区 代万町 3丁目11 番地の 2	令和 5年 3月23日	居宅介護支援
H I T O W A ケアサービス 株式会社	イリーゼ瑞穂 汐路居宅介護 支援事業所	名古屋市瑞穂区 汐路町 2丁目13 番地の 1	令和 5年 3月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 306号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年 7月 5日 3指令住開指第36号	名古屋市天白区土原一 丁目 339番外 1筆	名古屋市中区錦二丁目 5 番31号 長者町相互ビル 3階 医療法人倉橋クリニック 理事長 倉橋真人
平成31年 2月26日 30指令住開指第 237号	名古屋市千種区春里町 2丁目49番 1外 6筆及 び51番の一部	名古屋市東区代官町17番 23号 安田地所株式会社 代表取締役 安田真一

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

覚王山フランテ

名古屋市千種区丘上町 1 丁目 39 番地

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市千種区丘上町一丁目39番地	名古屋市千種区丘上町 1 丁目39番地

3 変更の日

令和 5年 5月16日

4 変更した理由

誤記修正のため

5 届出の日

令和 5年 5月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月25日から同年 9月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

覚王山フランテ

名古屋市千種区丘上町 1丁目39番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場		収容台数	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物地下 1階	建物地下 1階駐車場①	39台	変更なし
建物 2階	建物 2階屋上駐車場②	31台	変更なし
建物南東側	—	26台	—
計		96台	70台

駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場		駐車可能時間帯	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物地下 1階	建物地下 1階駐車場①	午前 8時30分から 午後11時30分まで	変更なし
建物 2階	建物 2階屋上駐車場②	午前 7時00分から 午後10時00分まで	変更なし
建物南東側	—	午前 8時30分から 午後10時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	3箇所	2箇所
出口	1箇所	変更なし
計	4箇所	3箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年 1月17日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 5年 5月16日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び昭和区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月25日から同年 9月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課